

承認第 4 号

公の施設の指定管理者の指定に係る専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 29 年 5 月 1 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

専決処分書

公の施設の指定管理者の指定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年4月3日

豊後大野市長 橋本 祐輔



公の施設の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
豊後大野市総合文化 センター	東京都港区虎ノ門 二丁目2番5号	株式会社 ケイミックスパブリ ックビジネス	平成29年4月3日 ～平成31年3月31日